

# 愛媛県鋳工業生産指数基準改定の概要

## —平成27年基準—

鋳工業生産指数は、鋳工業の生産活動を数量的な面から指数化したものであり、本県経済の動向を把握する重要な経済指標の一つとして利用されています。

この指数は、基準時にウエイトを固定した加重平均法（ラスパイレス算式）を採用しているため、比較時が基準時から遠ざかるにしたがって、産業構造の変化等の要因により実態を反映しにくい傾向がみられます。

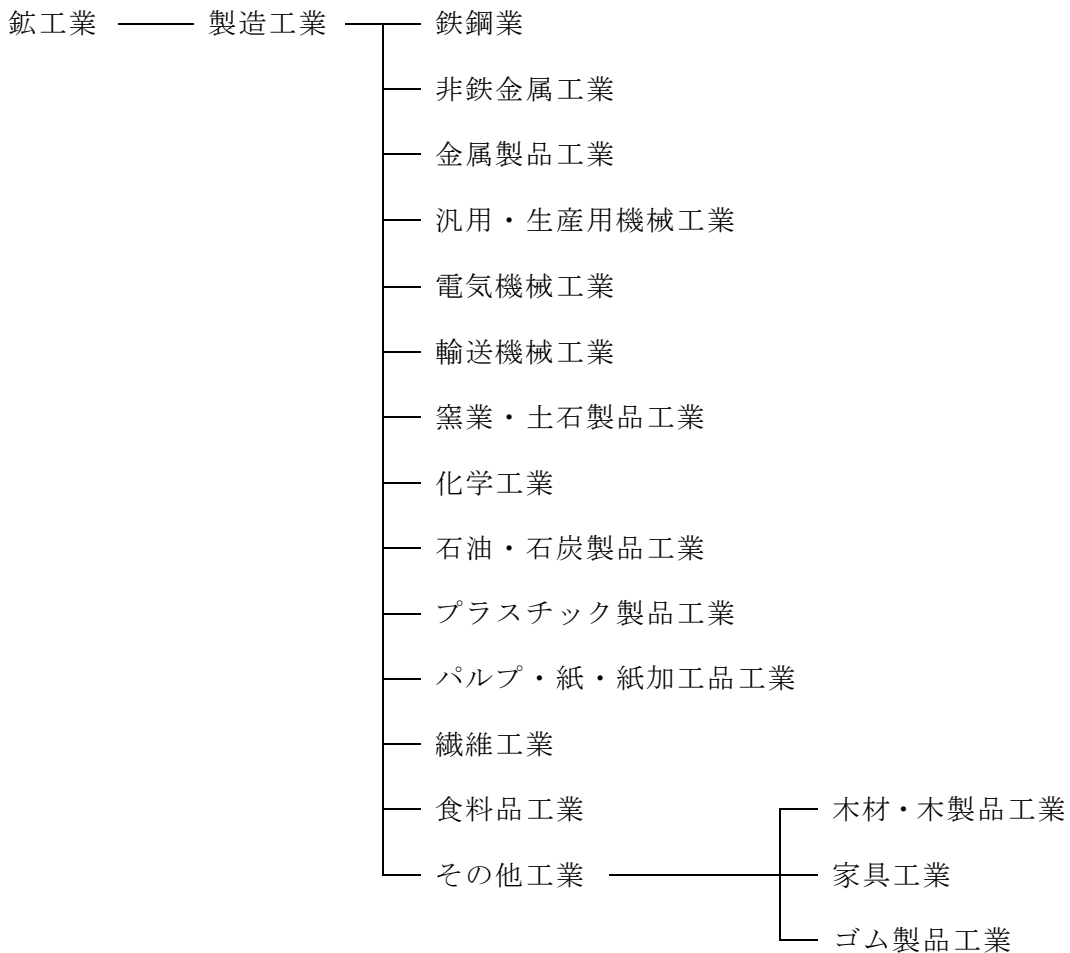
このため、実勢を反映した精度の高い指数とするため、現行の基準時である平成22年（2010年）から5年後の平成27年（2015年）を新たな基準時とし、ウエイトや採用品目等の見直しを行いました。

### 1. 基準時及びウエイト算定年次

指数の基準時及びウエイト算定年次を平成22年から平成27年に変更しました。したがって、指数値は平成27年＝100.0とした比率で示されます。

### 2. 業種分類

指数の業種分類は、原則として日本標準産業分類に準拠し、平成22年基準を踏まえたうえで、一部業種の名称を変更しました。



○「一般機械工業」を「汎用・生産用機械工業」としました。

○「食料品・たばこ工業」を「食料品工業」としました。

### 3. 採用品目

採用品目の選定については、「経済産業省生産動態統計調査」の全品目一覧等を基に業種ごとに基準年次における生産金額の大きな品目を選定し、代表性、正確性、重要性等に着目し検討を行いました。

その結果、平成 27 年基準での指数採用品目総数は 95 品目となりました。

### 4. ウェイト

ウェイトは、付加価値額ウェイトを採用し、鉱工業全体を 10,000.0 とした構成比によって表しています。

業種別のウェイトは、「平成 28 年経済センサス-活動調査」を基礎資料とし、指数の業種概念に適合するよう調整を行いました。

また、非採用業種及び非採用品目の付加価値額は取り除いた上で、それぞれ製造工業全体や業種ごとにふくらし（按分）を行う等所要の調整を行いました。

### 5. 季節調整

季節調整法は、米国センサス局の X-12-ARIMA (Ver. 0.3) を採用し、季節要因に加え、曜日、祝祭日要因を考慮した調整を行いました。

### 6. 新基準の公表及び接続指数

平成 27 年基準による指数値は、平成 25 年 1 月分まで遡及して過去系列を作成し、公表しています。

また、それ以前の指数は、旧指数に接続係数を乗じて接続指数を作成することにより、平成 20 年 1 月分まで遡って便宜的に接続させています。

なお、平成 22 年基準との接続係数の算出方法は下記のとおりです。

$$\text{接続係数} = \frac{\text{平成 27 年基準の平成 25 年 1～3 月平均季節調整済指数}}{\text{平成 22 年基準の平成 25 年 1～3 月平均季節調整済指数}}$$